

条約の間接適用の意義

——国際法と国内法との関係に関する若干の覚書——

齋藤洋

- 一 はじめに
- 二 事件の概要と判決の要略
- 三 補完関係説略説
- 四 条約の間接適用の意義
- 五 おわりに

一 はじめに

条約の国内適用は、国際法と国内法との関係にも関連して、憲法学及び国際法学の双方に共通する研究対象である。しかし、前者における憲法は日本国憲法を（無意識のうちに又は所与の前提として）対象としているのに

対し、後者では内容を異にする各国憲法との関係を一般化して扱おうとする傾向にある。ゆえに両者の議論がかみ合わないでいる。

本稿は、公衆浴場入浴拒否事件判決で示された条約の間接適用が、国際法学の基礎理論に属する国際法と国内法との関係において、筆者が提唱してきた補完関係説にいかなる意義を有するのかを考察する。なぜならば、補完関係説が妥当すると考えられてきたのは主に経済分野であり、人権分野に関してはいかなる形態で補完が生ずるのか否かが課題であった。その意味で今回の事件（条約の間接適用）は一つの重要な示唆を与えてくれると考えるからである。なお、ここでは覚書という性質上、最小限の文献のみを適宜示すことにする。

二 事件の概要と判決の要略

本事件は「平成十三年(ワ)第二〇六号損害賠償等請求事件」であり、平成十四年十一月十一日に札幌地裁民事第一一部で判決が下された。¹⁾

(一) 事実の概要

本件原告はドイツ人、アメリカ人及び日本人（米国から帰化した者）であり、被告は公衆浴場経営会社及び小樽市である。

被告の公衆浴場経営者は、浴場利用に関して、平成五年頃から特にロシア人船員による迷惑行為が多発したこ

とを理由に外国人の利用を一律に拒否した。原告の日本人も外見上は外国人であることには変わりないとして、利用を拒否された。

この事態に対して小樽市は、入浴マナーチラシを作成し、浴場と協力して市職員が紛争に対応するなどの措置を採った。

しかし原告は、公衆浴場経営者に対しては当該拒否が憲法第十四条一項、自由権規約第二十六条（法の前の平等）及び人種差別撤廃条約第五条（無差別・法の下の平等）fなどに違反する人種差別に当たり、また小樽市に対しては人種差別撤廃条約第二条（締約国の差別撤廃義務）一項d及び第六条（人種差別に対する救済）に違反するとして、それぞれに損害賠償等を求めた。

（二） 判決の要略

ここでは特に自由権規約及び人種差別撤廃条約に関する部分を取り上げる。判決によれば、自由権規約及び人種差別撤廃条約は、「国内法としての効力を有するとしても、その規定内容からして、憲法と同様に、公権力と個人との間の関係を規律し、又は、国家の国際責任を規定するものであって、私人相互の間の関係を直接規律するものではない」。しかし、「私人の行為によって他の私人の基本的な自由や平等が具体的に侵害され又はそのおそれがあり、かつ、それが社会的に許容しうる限度を超えていると評価されるときは、私的自治に対する一般的制限規定である民法一条、九十条や不法行為に関する諸規定等により、私人による個人の基本的な自由や平等に対

学 法 洋 東

する侵害を無効ないし違法として私人の利益を保護すべきであり、自由権規約及び人種差別撤廃条約は、憲法第十四条一項と同様に、「前記のような私法の諸規定の解釈にあたっての基準の一つとなりうる。」として、明確に条約の間接適用を示したのである。

三 補完関係説略説

国際法と国内法との関係における補完関係説について改めて略述すると、まず現代国際社会に対する一定の認識を前提とする。それは、第二次世界大戦後に成立したいわゆる侵略戦争違法観と、一九九〇年前後に生じた冷戦構造の崩壊と市場経済による一元化に関する世界システム論である。つまり、現代国際社会は、侵略戦争違法観を第一の、人道に対する罪を第二の大柱若しくは土台として、そこに民主主義と人権保障というメルクマールを設定しつつ、経済活動の比重の高まりによって、世界システム論という段階的社会構造と一部国家間の相互依存関係によって成り立っているということである。^③当該説はこの認識をもとに、いわゆる法実証主義の観点から国際法の形成と国内法との関係を理解しようとするのであり、また第二次世界大戦後の社会状態を論理的に説明することを目的としているゆえに、当該状態に対する法論理上の判断(当為)を極力除いている。

次に当該説によれば、国際法制度の形成過程には、形成される「場」の相違及び「国際協力」と「経済的利益」との係り合いの度合いによって、国際法と国内法との補完関係の程度に相違が生ずる。

「場」の相違というのは国際法(制度)を形成する際に、従来のような国連に各国が参集して議論を重ねて作

成する場合と、国連を介せずに関係国だけが集まって一定の国際法（制度）を作成し、後に他の国家に開放する場合を意味している。前者の典型的な例としては国連海洋法条約、特に深海底の開発制度を示すことができよう。ここでは国連という「場」が用いられたために、当該法制度の中に途上国の主張が色濃く反映されることになり、先進国のこれまでの先行投資に対する配慮が足りない結果となってしまう。それに対して、後者の例としては、宇宙基地協定や世界貿易機関（WTO）などを示すことができよう。宇宙基地協定は、宇宙開発先進国が集まって宇宙基地（ステーション）計画を作成し、当該国家間で関係条約を作り（一九八八年協定）、実際に当該計画を実行している。その後他国（ロシア）を加入させて当該協定の改正を行った（一九九八年協定）のであり、そこには宇宙開発に対する途上国の意見は全く反映されていないのである。また特に一九八八年協定では、宇宙基地協定という枠組条約を作り、実質は米国と他の参加国との間の二国間条約で定める方法を用いている。しかしその二国間条約で米国への委任事項を大幅に合意しており、それらの事項に関しては米国内の法制定手続のみで作成されることになる。それが国際社会（宇宙基地協定に加入している国家間）に適用されることになるので、メカニズムとしての制度という形態をとりながら、一種の国内法の国際法化が生ずるのである。⁴

またWTOも国連を介さずに作成され、運用されている。WTO制度は市場経済社会における貿易の統一的制度であるが、その特徴は、米国流の自由主義を基本原則にしつつ、経済的先進国が参集して作成した点にある。また内容としては従来からの貿易の対象であったモノに、サービスと知的所有権を含めて当該制度の対象（客体）とした点が重要である。特に知的所有権は経済的先進国にとって重要な保護対象であり、多大な利益をもたらす

存在である。他の諸国は当該制度に加入しなければ全世界的な貿易に関わることができなくなるゆえに、参加する以外に道は残されていないことになる。^⑤

この傾向に、「国際協力」と「経済的利益」を加味すると、第一に相当程度の国際協力を必要とし、さらに経済的利益にも直結する分野（経済・金融・財政政策や科学技術上の協力分野）、第二にある程度の国際協力を必要とし、一定目標を指向している分野（環境保護や人権保護分野）、第三に国際協力をそれほど必要としない分野（国民の宗教・習俗や価値観などの文化若しくは社会の根幹に関わる分野）に分類することができる。

第一の分野では、国際法と国内法との相互補完関係が成立する又は成立する可能性が非常に高くなるが、第三の分野では法律関係というよりも文化・宗教に関することなので補完関係という用語で示される法律学の観念が該当する分野ではないとも考えられる。第二の特に人権分野は、第一と第三の中間に位置し、普遍性と固有性が混在している分野と考えられる。

その他の特に政治・軍事分野においては、例えば補完関係という観念は、自衛権の存立根拠に関しても十分に成り立ち得るといえよう。これは憲法上規定のない自衛権が条約及び慣習国際法として成立している国連憲章（第五十一条）から各国に付与されるという理解によって、国際法と国内法との補完関係を見出すのである。^⑥

四 条約の間接適用の意義

補完関係説は、政治・軍事と絡んだ経済分野の研究から出発しているため、国際法と国内法とがそれぞれ欠缺

部分を補い合うという観念として考察されてきたが、人権分野に関しては十分な検討がなされてこなかった。したがって人権分野における検討が一つの課題であった。

人権分野に関しては、従来、国際人権規約などを例にとつて、自動執行条約か否か或いは即時実施義務か漸進的義務かといった議論が、わが国の憲法学ではなされてきた。そこに見出される特徴は、法論理としては緻密であるが、一方で従来の条約と憲法（国際法と国内法）との効力関係という視点から抜け出ていないことである。ゆえにわが国の憲法においては補完という観念は取り入れられてこなかった。それに対して例えばイタリアにおいては国際法と国内法との「同化」(adattamento)という観念で国際法とイタリア法体系を考察する研究もある。⁽¹⁾ただし、同化という観念は今後一層の研究を必要とするであろうが、このような見解は各国憲法規定の独自性を前提としている場合が多く、国際法学において一般論化できるかどうか疑問が残る。

本稿で採り上げた公衆浴場入浴拒否事件判決は、わが国の法体系を前提としており、その意味で右記の場合と同様に、一般論化できるかどうかについての疑問が残る。しかし、国際法と国内法との関係は、単純に演繹的に論理を先行させる次元から、既に個別事象の検討を通じた帰納的方法による研究へと移行しており、今回のわが国裁判所で採用された条約の間接適用は、当該研究にとって有意義であると考えられる。つまり、補完関係における「補完」観念に対する影響、換言すれば同観念の拡大である。

これまでわが国の裁判は、「一般的に人権条約を正面から解釈しようとする積極的姿勢に乏しい。」⁽²⁾のであった。しかし公衆浴場入浴拒否事件判決では、前述のように、極めて明確に条約に関しても間接適用を採用し、明示し

たのである。

当該間接適用説と補完関係との関連について述べるならば、国内私法の解釈において幅広い解釈がなされてきた若しくは主張されてきたことに対して、条約が当該私法の解釈に一定の方向性と枠を示すことにより、その解釈・運用をより具体的且つ詳細にすることになる。これは国際法と国内法との効力関係ではなく、解釈・運用の次元における国際法による補完と考えられないだろうか。この理解が成り立つならば、条約の間接適用は、補完という観念の幅を大きく広げたという意義を有することになる。

今回の事件は、人種差別撤廃条約という市民的・政治的分野に関する条約に就いてであったが、社会権若しくは社会保障に関する分野においても、間接適用が認められれば、その意義は大きいと考えられる。なぜならば、間接適用という形態で国内法を補完する条約は、例えば人権委員会の意見や国際司法裁判所などの判決若しくは意見を通して、その解釈が定まるものであり、したがって例えば「漸進的」という規定文言の解釈も、国内における解釈・運用ではなく、国際社会で認定された解釈・運用になる可能性もあるからである。その意味で、条約による国内法の「解釈改正」になる。国際法学においても憲法学においても、条約と法律との関係では条約優位説が通説であることを鑑みると、この「解釈改正」は十分に成り立つものと考えられる。ただし「解釈改正」に至る場合には、右記の補完という観念から踏み出して、やはり従来の両法の効力関係になつてしまうと矛盾が生ずる。本来、補完という観念は効力関係とは異なる次元で国際法と国内法との関係を捉えようとしていたからである。

だが、補完觀念が効力關係とは無縁であるとはいっても、法と法の關係を扱う以上、法の一般原則（後法優先の原則や特別法優先の原則など）から逃れることはできない。そうなると、補完觀念のなかにも法の一般原則は所与として存在するゆえに、「解釈改正」という形態になつたとしても、もとの両法の單純な効力關係（優劣關係）に戻つたのではなく、両法の一元化における法の一般原則の適用という意味での法の効力關係といえるのではないだろうか。^⑨この点は今後改めて検討しなければならぬであらう。

五 おわりに

これまでの考察から、公衆浴場入浴拒否事件判決で示された条約の間接適用は、筆者の提唱してきた補完關係説にとつて、大きな影響と意義を有するといえよう。

それは第一に、補完という觀念の幅を従来の欠缺を埋めるという意味から、法規の解釈に対する枠を定め、指針を示すという意味を含むまでに拡大したという点である。

また第二に、先述の条約による国内法（法律）の「解釈改正」という形態の予想が、補完觀念に法の一般原則が所与として内包されていることをはっきりと導き出した点である。

この二点による補完觀念の更新若しくは改正によつて、人権分野における国際法と国内法との關係を理解し、認識することが容易になつたといえよう。勿論、条約の間接適用が今後の裁判で採用されるか否かは注意深く見守り、右記の二点及びそれ以外の点に関しても慎重に研究を継続しなければならないが、とにかく本件を契機に

補完関係説が一步前進したと考えられる。

また今後は、宗教と法規範との補完関係も研究に含めなければならない。これは前述の「補完関係説略説」で示した第三の形態（国際協力をそれほど必要としない分野）に該当する。従来の補完観念では枠外におかれていた分野であるが、補完観念の拡大にもなって法規範と非法規範との関係も補完という観念で捉えることができるようになる。条約の間接適用による補完観念の拡大は、法社会学から法解釈学にまで広がるこのような重要な課題をも提示したのである。

- (1) 判例時報一八〇六号、八四頁。その他に要点をまとめたものとして、ジュリスト『平成十四年度重要判例解説』no.1246（二〇〇三年六月十日）、二六〇―二六二頁などを参照。
- (2) この補完関係説は新しい見解なので学界において確立した地位を得ておらず、一般のテキストには掲載されていないが、「補完」という観念は徐々に受け入れられてきているといえよう。齋藤洋「国際法と国内法との関係——補完関係説の構築を目指して——」憲法学会『憲法研究』第三二号（二〇〇〇年）、一一五―一二七頁。
- (3) 齋藤、同右、一一八―一九頁。cf. R.J.Beck and A.C.Arend and R.D.V.Lugt, *International Rules — Approaches from International Law and International Relations* — (Oxford Univ.Press, 1996). pp.125-134 相互依存関係については、国際関係のマクロ理論という理想主義（相互依存論）の要素よりもむしろ、ポスト覇権システム論という関係の方が妥当しているとも考えられる。猪口邦子『ポスト覇権システムと日本の選択』（筑摩書房、一九八七年）参考。
- (4) 齋藤洋「国際法制度形成行為としての宇宙基地協定に関する試論的考察」東洋大学法学会『東洋法学』第四十八巻第二号（二〇〇五年）所収、参照。

- (5) Hiroshi, Saito, "International Trade Regulation," Kunihiko Tatsuzawa, ed., *The Law of International Relations* (Maruzen, 1997).
- (6) 齋藤洋「個別的及び集団的自衛権存立の法的根拠に関する一考察」平成国際大学『平成法政研究』第一巻第二号（一九九八年）所収、参照。
- (7) Paola Ivaldi, "L'adattamento al diritto interno," S.M.Carbone, R.Luzzatto, A.S.Maria, ed., *Istituzioni di diritto internazionale* (Editore, 2002), pp.117~146.
- (8) 浅田正彦「人権分野における国内法制の国際化——法的形式主義とミニマリズムの克服に向けて——」『ジュリス ト——日本の国際化——』no.1232（有斐閣、二〇〇二年）所収、八二頁。
- (9) この意味で補完関係は、国際法と国内法の一元論に属するとも考えられる。これは当該説の前提認識と補完という観念の性質から帰結されるものであろう。